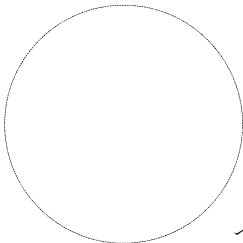


軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)



令和 年 月 日

(あて先) 藤 里 町 長

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由		種 別		標 識 番 号	藤里町
新 規	変 更	原動機付自転車	小型特殊自動車		
☐ 購入	☐ 所有者	☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下)	☐ 農耕作業用	納税義務発生 年 月 日	令和 年 月 日
☐ 譲受け	☐ 使用者	☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下)	☐ 耕運機・田植機・ トラクター・コンバイン ()		
☐ 転入	☐ 住所	☐ 第一種 特定原付(定格出力0.6kW以下)	☐ その他	旧 標 識 番 号	藤里町
☐ その他 ()	☐ 標識番号	☐ 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下)	☐ フォークリフト・ ホイールローダ・ ()		
☐ その他 ()	☐ その他 ()	☐ 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下)	☐ ミニカー		
		用途	乗用 貨物用 他 農耕用 特殊用		

納税(申告・報告)義務者	所有者	住 所 又は 所在地	〒 - ☐ 下記届出者に同じ		所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保(使用者課税) 3. 商品車 4. リース車(所有者課税) 5. その他()					
		氏 名 又は 名 称	(フリガナ)			1. 左記使用者の住所又は所在地と同じ ()					
		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号					2. ()		
	使用者	住 所 又は 所在地	〒 - ☐ 下記届出者に同じ		車 名	型式及び年式		原動機の型式番号			
		氏 名 又は 名 称	(フリガナ)		車 台 番 号	型式認定番号		総排気量又は定格出力 L・CC・kW			
		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号			長 さ	幅	最高速度	最高出力	
					cm	cm	km/h	kW			
	届出者	住 所 又は 所在地	〒 - ☐ 相続人(納税義務者が亡くなり相続する場合)		販 売 証 明 書	上記 原動機付自転車 ☐ 第一種 一般原付(総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) ☐ 第一種 一般原付(総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下) ☐ 第一種 特定原付(定格出力0.6kW以下) ☐ 第二種 乙(総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) ☐ 第二種 甲(総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) ☐ ミニカー ☐ 小型特殊自動車	を販売又は譲渡したことを証明します。 令和 年 月 日				
		氏 名 又は 名 称	(フリガナ)								住所又は所在地
		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号							
					電話番号						
※町記入欄		【納税義務者と届出者が異なる場合、次の内容を確認し、チェックしてください。】 ☐ 届出者は納税義務者の承諾を得て、この申告を行っています。 (虚偽の申告又は報告をしますと、地方税法第463条の20により処罰される場合があります。)				備 考					
届出者が相続人の場合、被相続人(納税義務者)の住所・氏名		☐ 届出者住所と同じ									
住所又は所在地		氏名又は名称									
		※藤里町に本籍が無い場合は、亡くなった所有者・使用者と相続人との関係が確認できる戸籍等関係書類が必要です。									

記載上の注意事項（第33号の5様式 登録用）

1. この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
2. 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。「種別」の形状及び用途には該当項目を○で囲むこと。
3. 「届出者」の欄は、申告に来た者が記入すること。また、相続人である場合は、□（チェック欄）〔相続人〕にレを記入すること。
4. 「納税（申告・報告）義務者」の欄には、届出者と所有者又は使用者が違う場合に記入し、届出者と同じ場合は、□（チェック欄）〔下記届出者と同じ〕にレを記入すること。また、使用者が納税義務者の場合は、□（チェック欄）〔納税義務者〕にレを記入すること（※記入が無い場合は所有者が納税義務者とする）。
5. 「納税（申告・報告）義務者」及び「届出者」の欄の「住所又は所在地」に記入する場合は、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
6. 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。また、「5. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
7. 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が使用者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
8. 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
9. 「最高出力」の欄は、総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
10. 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は、小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

備考 申告者・報告者にあつては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6イ及びロに規定する要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。

道路運送車両の保安基準 第1条第1項13の6

「特定小型原動機付自転車」とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

イ 告示で定める方法により測定した場合において、長さ1.9・九メートル以下、幅0.6メートル以下であること。

ロ 道路交通法施行規則 第1条の2の2第2号イからニまでに掲げる基準に適合するものであること。

（ 道路交通法施行規則 第1条の2の2第2号

イ 原動機として、定格出力が〇・六〇キロワット以下の電動機を用いること。

ロ 二十キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

ハ 構造上出すことができる最高の速度を複数設定することができるものにあつては、走行中に当該最高の速度の設定を変更することができないこと。

軽自動車税（種別割）について

軽自動車税は、毎年4月1日現在、車両を所有している方に課税されます。（年税であるため月割りはありません。）

課税される方に対しては、その年の5月中旬に納税通知書を送付しますので、納期限（同月末日）までに銀行等で納税してください。なお、5月末日になっても納税通知書が届かない場合は、藤里町役場税務会計係（電話0185-79-2113）にご連絡ください。

軽自動車税（種別割）の異動申告について

現在所有されている原動機付自転車又は小型特殊自動車を、今後、譲渡又は廃車したり、あなたが転居又は町外へ転出されたりした場合には、種別割の申告が必要ですので、必ずお住まいの市役所、又は町村役場に申告してください。転居又は転出の際は、住民票の異動と同時に申告も行ってください。なお、車両を使用しない場合であっても、所有している限り、課税対象となりますので、ご注意ください。

※申告をしないと過料が科される場合もありますのでご注意ください。